

第 4 1 回 宍粟市議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 2 3 年 5 月 2 6 日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 5 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 1 日）

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 平成 2 2 年度第 2 7 号議案 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

平成 2 2 年度第 2 8 号議案 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第 4 第 1 号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2 号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 3 号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 4 号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第 1 許可第 1 号 議長 の 辞 職 について

追加日程第 2 選挙第 1 号 議長 の 選 挙 について

追加日程第 3 許可第 2 号 副議長 の 辞 職 について

追加日程第 4 選挙第 2 号 副議長 の 選 挙 について

追加日程第 5 変更第 1 号 議席 の 変 更 について

追加日程第 6 選任第 1 号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 選任第 2 号 常任委員会委員の選任について

追加日程第 8 選任第 3 号 議会広報特別委員会委員の選任について

追加日程第 9 許可第 3 号 議長 の 常 任 委員 の 辞 任 について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3	平成22年度第27号議案	宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
	平成22年度第28号議案	宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 4	第 1号議案	宍粟市教育委員会委員の任命について
日程第 5	第 2号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	第 3号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
	第 4号議案	宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第1	許可第1号	議長の辞職について
追加日程第2	選挙第1号	議長の選挙について
追加日程第3	許可第2号	副議長の辞職について
追加日程第4	選挙第2号	副議長の選挙について
追加日程第5	変更第1号	議席の変更について
追加日程第6	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
追加日程第7	選任第2号	常任委員会委員の選任について
追加日程第8	選任第3号	議会広報特別委員会委員の選任について
追加日程第9	許可第3号	議長の常任委員の辞任について

応 招 議 員 (2 0 名)

出 席 議 員 (2 0 名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 齊 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 蔭 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	1 0 番 大 倉 澄 子 議員
1 1 番 實 友 勉 議員	1 2 番 高 山 政 信 議員
1 3 番 山 下 由 美 議員	1 4 番 岡 前 治 生 議員
1 5 番 山 根 昇 議員	1 6 番 小 林 健 志 議員
1 7 番 大 上 正 司 議員	1 8 番 西 本 諭 議員
1 9 番 岡 崎 久 和 議員	2 0 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書記	榎谷米男君
書記	原田渉君	書記	松原よしみ君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	上田学君
千種市民局長	秋武賢是君	まちづくり推進部長	伊藤次郎君
総務部長	清水弘和君	市民生活部長	岸本年生君
健康福祉部長	杉尾克君	産業部長	平野安雄君
農業委員会事務局長	藤原卓郎君	土木部長	神名博信君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	幸島幸博君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

6月定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、御健勝にて御参集賜り、また、市当局にありましても全員御出席いただき、ここに第41回宍粟市議会定例会が開催されますことは、市政発展のため大変喜ばしいことと思うところであります。

さて、梅雨前線が九州の地に初夏の訪れを知らしめています。やがてその動きを北へ進めてまいります。雨の後の緑はより一層鮮やかに見えます。アジサイの花に雨はよく似合います。アジサイの花にカタツムリはよく似合います。生きとし生けるものは、いつもどこかで寄り添い合いながら生きてるように思えてなりません。この時期に降る雨を、1人私はグリーンシャワーと呼んでいます。うっとりしい雨の日も、思いようで随分心が安らぐものであります。あの大震災の東北の地の皆様にそう思ってくださいとは少し心苦しい気がいたしますが、せめて心に元気と安らぎを願うばかりであります。決してよそごとではなく、一昨年の大水害でその脅威を承知いたしていますが、宍粟市北の山里、引原ダム、音水湖の穏やかなみなもを見ながら、もしやあのような地震にどれだけ耐え得ることができるのか、心が騒ぎます。

災害に想定外があってはなりません。今回の大災害を契機に、私どもの足元を、周りを見詰め直す機会でもあります。東北大震災から2カ月半が過ぎましたが、現地ではたくさんの避難者が一刻も早い仮設住宅の完成や通常な社会生活への復帰を目指して頑張っておられます。宍粟市役所からも現在までに延べ700人を超す支援隊が、主に宮城県石巻市の避難所運営に当たってこられました。復興には長い道のりが予想され、これからもこの支援は続くものと思われまますので、職員の方々には体調管理を十分にいただき、宍粟市の名が広がるような活躍を期待し、1日も早い復興、全日本人の知恵と努力を結集して、なし遂げたいものであります。

さて、今定例会には、人事案件、補正予算、条例改正と、いずれも重要な案件が提案されますが、何といたっても我々宍粟市議会議員にとっては、昨年9月議会に提案され、3度の定例会を経て、なお継続審議となっている上下水道料金改定問題を決定いただく議会にしなくてはなりません。多くの宍粟市民の注目を浴びるこの問題は、いや応なく二元代表制を標榜する宍粟市議会の試金石ともなる問題であり、議員各位、決意を示す議会にもなろうかと思うところであります。

いま一つには、議会の人事改選の議会でもあります。さらなる飛躍へ、市民の皆

様の思いが行政に届く宍粟市議会体制を期待いたしております。

さて、私ごとで申しわけございませんが、議長という重責を担ってから2年が経過いたしました。この2年間、五里霧中で与えられました職責を全ういたすことに務めてまいりました。この間、議員各位はもとより、市当局におかれましても面映ゆい思いであったに違いありません。さらに御無礼があったに違いありません。皆様方の優しい心と思いやり、的確な指導と御鞭撻に助けられながら務めることができました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、30日間という長丁場ではありますが、議員各位、市当局とも宍粟市誕生7年目、その礎が固まりつつある大切な第41回宍粟市議会であることを自覚いただき、真摯な議論の展開をお願いして、開会のあいさつに変えさせていただきます。ありがとうございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

第41回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、3月11日の東北地方太平洋沖地震による震災から2カ月半が過ぎました。被災地の方々の御努力はもとより、全国からのさまざまな支援により、被災地も直後の混乱からは大分落ちつきを取り戻されたように思いますが、今なお行方不明となられている方、避難所生活を余儀なくされている方も非常に多く、まだ瓦れき等の片づけや地域産業の再開も思うようにはかどらない中で、被災された皆さんの御心痛はいかばかりかとお察しするところであり、改めてお見舞い申し上げる次第であります。

復旧・復興の道のりは長期化すると予想されており、宍粟市といたしましても、消防によります救急救命活動、あるいは避難所の運営、精神的なケア、給水活動、家屋調査、また、炊き出しの支援等に携わってきたところでございます。

また一方、社会福祉協議会におかれましても、ボランティア活動等、派遣をされたところでございます。今後におきましても、できる限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

また、こうした派遣中におきましては、職員にはお互いに助け合って職務に精励してくれておりますので、また御理解もいただきたいと存じます。

さて、平成23年度も6月を迎えようとしております。例年であれば来月中旬ごろ

より梅雨シーズンとなりますが、先般5月11日には前線及び台風第1号の接近による豪雨がありました。幸いにも重大な被害はありませんでしたが、当日は山崎町田井自治会、一宮町曲里地区に避難勧告を発令するなど、急激な河川水位の上昇や降り続く豪雨に、多くの市民の皆さんが避難所等で心配な一夜を過ごされました。

市といたしましても、広域避難所の開設や市民への情報提供に努めたところではありますが、災害防止や被害の最小限化を果たすためにも、自助・共助・公助のそれぞれが役割を果たすことが大切でありますので、議会に置かれましても市民の皆さんが安全・安心して暮らし続けられるまちづくりに格別の御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本定例会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件や発生直後より続けてきております東日本大震災の被災地支援のさらなる継続の必要性を考へての関連経費計上を含めた一般会計の補正予算案件のほか、宍粟市税条例の一部を改正する条例、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、宍粟市職業訓練センター条例を廃止する条例、専決処分の承認など、合わせまして14件の重要な案件を上程しておりますので、慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、3度の継続審査となっております簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例につきましても、今定例会において適切な御判断を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（岡田初雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから、第41回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成22年度定例監査結果報告書及び平成22年度財政援助団体監査報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 4、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 5、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書が市長から議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 6、本日市長から議案14件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、ただちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

8番、福嶋 斉議員、9番、大倉澄子議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの30日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月24日までの30日間に決定しました。

日程第3 平成22年度第27号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、平成22年度第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例についてから、平成22年度第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの2議案を議題といたします。

当2議案は、去年9月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託し、9月21日及び12月22日、3月10日の本会議で継続審査となっていたものであります。産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、付託されております2議案について、産業建設常任委員会の報告を行います。

平成22年9月議会、第37回定例会に上程され、当委員会に審査付託があり、継続審議となっておりました第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について、及び第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例については、審査が終了しましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

本2議案の内容は、旧山崎町地区を除く簡易水道料金及び市内の下水道料金人頭制区域の料金を、平成23年4月1日より改定するというものであります。

平成22年度9月定例会と12月定例会では、いずれも委員会の決定どおり全会一致で継続審議となりました。3月定例会では、修正可決すべきものとして委員会修正案を報告いたしましたが否決され、動議により継続審議に決定されました。

以後、閉会中に委員会で継続して慎重な審議を行ってまいりましたが、5月18日に開催いたしました産業建設常任委員会で、木藤幹雄委員より本2議案に対する新たな修正案が提出されました。木藤委員の修正案は、今、第27号議案、第28号議案で提案されている料金改定案の施行期日を平成23年4月1日から平成24年1月1日に修正するものであります。その結果、9カ月間現状の料金に据え置くこととなると考えます。

ほかに委員からは、宍粟市の財政状況を考えると猶予期間を持たずに早急に解決すべきであるという意見や、もう一度仕切り直して市長からの新たな提案を審議してはどうかという意見もあり、それらも含めて委員会で慎重に審議をいたしました。

しかし、宍粟市の財政や公共料金審議会等の答申内容を考えますと、早急に改定しなければならない事項でもあります。しかし、地域住民からの陳情要望による民意は無視できません。また、千種町における簡易水道への加入推進期間の問題もあることから、本委員会では木藤幹雄委員の修正案を賛成多数で可決いたしました。

本委員会の決定は、平成22年度第27号議案、第28号議案をそれぞれ修正可決であります。また修正部分を除く原案についても、それぞれ賛成多数で可決すべきものとして決しましたので、御報告申し上げます。

可決に際しての意見として、施行日までに十分に住民に周知を行うこと。また、福祉方面からの生活弱者救済の条例を早急に制定することを申し添えます。

以上でございます。

産業建設常任委員会の審査報告をこれで終わります。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑はないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は一括して行います。通告に基づき、順次討論を許可します。まず、修正案に反対者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。

一括してということは、27号、28号合わせてということですね。

○議長（岡田初雄君） そういうことです。

○14番（岡前治生君） はい。

日本共産党を代表して、まず最初に第27号議案の修正案並びに原案に対する反対討論を行います。

今回の議案は、3月議会では、先ほど報告がありましたように、本会議では修正案が否決され、その直後、継続審議の提案がなされ、賛成多数で異例の原案採決前に継続審議となりました。

閉会中の産業建設常任委員会によって審議が行われた結果、新たに実施時期を来年1月1日にする修正案が、委員会によって賛成多数で、修正案を除く原案もそれぞれ賛成多数で可決されたものであります。

3月議会では、継続審議の提案がなされなければ、恐らく原案は否決されたのではないかと推測されます。それだけ今回、大幅な引き上げになる千種、波賀の市民の反対の願いが議会にも反映されたものであると考えるものであります。

人口が多い地域に建設される上水道とは異なり、簡易水道は山間部が多く、建設費が多くかかり、水道料金だけで賄うには高額な水道料金となるために、補助制度や起債制度が利用できることになっております。

しかし、2007年、平成19年6月に厚生労働省が簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取り扱い要領を一部改正し、簡易水道事業統合計画をつくれば平成28年度までの簡易水道の整備は国庫補助金を受けられることになりました。そのため、宍粟市も同計画をつくり、平成26年からは上水道との統合を図る予定でありま

す。

しかし、この事業の大きな目的は、効率的な運営がされている上水道を効率的な運営がしにくい簡易水道と統合することによって、不採算度合いが大きい簡易水道の効率化を図ることが目的であります。しかし、宍粟市では旧山崎町時代の将来人口の計画が推計どおりにならなかったことから、本来なら簡易水道で整備される山間地域まで上水道となり、多額の経費がかかり、県下でも非常に高い水道料金となっています。そのためには、通常なら上水道と簡易水道が統合されれば効率的な運営で水道料金は引き下げの方向に向くようではありますが、宍粟市の場合は現状で行けば今回の北部3町の料金の統合を経て、次には上水道との料金統一が待っていると思います。

また、水道部の資料によりますと、千種と波賀の水道事業の償還のピークとなる平成29年度の料金の試算が出されておりますが、千種では提案されている基本料金を2,700円としたら超過料金は1トン440円、30トン利用すれば1万1,500円となるとの試算が出ています。

その根拠として、千種簡易水道の水道普及率の予測は年約3%増を見込み、平成25年度には水道普及率80%を見込んでいるが、水道料金は既設水道が豊富なため、料金収入の増加は余り見込めない状況であるとして、2,700円の基本料金にすることによって大幅な料金アップとなるとしています。

しかし、裏返せば、水道使用料をふやせば料金収入はふやせるということであり、約46億円もの多額の公費を投じられて建設された千種簡易水道に対して、既設水道が多いから料金収入の増加が見込めないというなら、なぜこの事業を当局は中止しなかったのでしょうか。このようなことを水道部自体が言ってよいのか、あきれてしまいます。水道部は、水道をどうすれば積極的に使ってもらえるか、そのための啓発や住民負担はどの程度が適切かこそを考えるべきではないでしょうか。議会としては、合併時の継続事業として、千種町民の総意によって計画がつけられたものであるとして取り組んでまいりましたが、私たち日本共産党議員団は、水道料金の目安も全く示されない中で事業を進めて加入率と水道使用料が確保できるのかとも指摘しましたが、事業費が決まらない中では料金を想定することは難しいとの答弁でありました。

そして今回、水道料金が具体的に提案される中で、そうめん事業者からは過去の湧水期に困った経験から、町に対して町全体の水道をつくるのかどうかを確認して、つくらないとの回答だったので、多額の経費をかけて井戸を掘ったなどの話が入っ

てくるようになりました。

また、千種の簡易水道は、ひとり暮らし家庭などに配慮して基本料金を安くして基本使用料は決めず、1トンから従量料金としていました。そのために、平成21年4月の資料では、10トン当たりの料金は1,785円で、波賀町より315円高いですが、5トンしか使用しなければ1,260円と波賀より210円安くなります。このように、これは1例ではありますが、水道料金についてはいろいろな考え方による料金算定方式があります。

今回の料金案ではさまざまな料金算定による試算は示されず、基本料金に10トンを含めた単一の超過料金のみでありました。しかも、その基準も住民負担がどうかという視点ではなく、高料金対策補助金の基準以上になるかという市の財政負担をどう減らすかという財政目線だけであったと思います。この結果、平成29年には現行料金で行けば1億5,760万円の市の財政負担が必要になりますが、提案された料金になりますと、5,021万円と3分の1になります。一方、下水道の償還は平成23年度と平成29年度を比較すると、8億1,276万円も償還額は減ることになります。

市は、財政全体として利用料金を検討すべきであり、個々の特別会計だけで判断すべきではありません。上水道と簡易水道の統合は2年後に迫っており、どのような料金体系がよいのか、住民目線でしっかりと時間をかけて多方面から検討し直すべきであると考えます。宍粟市は住民基本条例、議会は議会基本条例を制定して、市民本位の市政を目指す決意を3月議会で表明したところであります。改めて言いますが、市の財政目線ではなく、市民目線での再議論の必要性を議員の皆さんに訴えて、反対討論といたします。

続きまして、第28議案に対して、修正案と原案に対する反対討論を行います。

3月議会の継続審議になってから、さまざまな合併した自治体の下水道料金の決定状況を調査していました。例えば、お隣の養父市では、下水道の料金体系はすべて従量制に統一しております。宍粟市では、旧山崎町の一部の揖保川流域下水道だけは水道使用料に見合った従量料金になっています。市の下水道条例規則第14条では、排除汚水量の設定の仕方が決めてあり、1号では井戸水等を日常生活の用のみに使用した場合は、1世帯構成員1人、1カ月7立方メートルとして算出した量とする。2号では水道水及び井戸水等を日常の用にのみ使用した場合は、前号により算出した水道の2分の1を水道の使用料に加算した水量として、この水量が前号により算出した水量に満たないときは前号により算出した水量とする。ただし、市長が不相当と認めたときは、使用状況を勘案して認定することができると規定されて

います。

山崎町では、ひとり暮らしで井戸水だけを利用している世帯を仮定すると、揖保川流域下水道地域に住んでいる方の下水道料金は1,155円ですが、現行料金で人頭割の地域に住んでいる人は2,500円となり、2.2倍もの開きがあります。それが新料金になると、さらに100円高くなります。また、事業所でも飲食店など、お水を多く使うところではお客さんが少なければ従量制では下水道使用料も下がりますが、人頭制では売上に関係なく定額を払わなければなりません。統一するのであれば、従量制にこそ統一すべきであります。このような、大きな不平等を残したままでの、北部3町だけの大幅な引き上げになる人頭制だけの統一を認めることはできません。

しかし、現実問題としては、揖保川流域下水道地域の世帯も基本料金でおさまる世帯を除いては、人頭割の地域より高いのであります。流域下水道の使用料の関連自治体もまちまちであります。

さらに、水道部提出資料では、2011年度の収支では揖保川流域下水道では建設費の借金の償還は、全額一般会計で負担しています。費用全体に占める割合は25.2%と、他の下水道の負担割合を大きく下回っています。他の下水道も不平等のないように、全額一般会計で負担すべきであります。そうすれば、統一に当たっては従量制としつつも使用料の引き下げは可能であります。しかも、下水道の借金は、これからずっと減り続けるのであります。

例えば、平成24年は8,780万円、2015年度は1億247万円、2016年度は1億92万円と続き、2019年度は2億803万円、2020年度は2億7,392万円も前年度比で減っていきます。旧波賀町では、下水道の管理費については、借金償還については全額一般会計で負担し、人件費の維持管理費の70%を個人にしてもらうという考え方で料金が決定されてまいりました。今後は老朽化に伴い、修繕費等がかさんでくることが予想されますが、借金の償還額の減額傾向を上回ることはないと思います。下水道料金についても、市民目線で負担感のない料金設定を求めるものであります。

以上で、討論を終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、修正案に賛成の発言を許します。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案、それから第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例の修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

当、両条例の原案は、昨年宍粟市公共料金審議会で審議されました。答申された事項であり、尊重すべきであると思いますが、審議会の答申のまとめにもこの改正は多くの市民に影響を与えることとなることから、市民に理解が得られるよう、十分な説明を要望すると伝えており、9月議会、12月議会に上程をされましたが、いずれも市民への説明、周知が十分されておらず、現時点では議決すべきではない、産業建設常任委員会では全会一致で継続審査となりました。本会議でも委員長報告のとおり、閉会中の継続審査と決定をいたしました。

その間、千種町や波賀町の全自治会や住民の方から、料金改定の必要性はわかるが、急激な値上げであるので、段階的な措置をしてほしいとか、生活弱者に対する措置を講じてほしいというような陳情もなされており、この御意見を無視することはできないということで、委員会で段階的に料金を上げるという修正案を賛成多数で決定し、本会議で提案をされましたけれども、否決になりました。

この修正案に反対の理由は、原案反対と、原案の4月実施を10月実施に修正する案、両極端な意見での反対であり、動議で、なお継続審査にすることを提案し、賛成多数で可決されたものであります。委員会では、地域の実情や財政的、また平成25年度には水道事業においては上水道との統合案も出ておることから、今年度内の料金改定は必要であるとして、今回の修正案となったものであります。今回は、水道、下水道、同時の改正であり、修正案のとおり、原案を24年1月1日実施とする改正で、山崎町以外の料金統一をしておき、上水道との統合時には山崎町の料金を下げる努力をしていただくことや、生活弱者に対する措置を別途で考えていただくことを申し添えまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は分離して行います。

まず初めに、平成22年度第27号議案について採決をいたします。本案については、産業建設常任委員長から修正案が提出されております。

まず、産業建設常任委員長から提出のあった修正案を採決いたします。

それでは、委員会修正案について、起立により採決いたします。

お諮りします。

委員会修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

委員会修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

修正部分を除く原案は可決されました。

続いて、平成22年度第28号議案について採決を行います。

それでは、委員会修正案について起立により採決いたします。

お諮りします。

委員会修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

委員会修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

修正部分を除く原案は可決されました。

日程第4 第1号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第1号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

小倉庸永君の退席を求めます。

（小倉庸永君 退席）

○議長（岡田初雄君）

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第1号議案、宍粟市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

平成21年6月議会におきまして、宍粟市教育委員として同意をいただきました小倉庸永氏が平成23年6月2日をもって任期満了となりますが、引き続き宍粟市教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

小倉氏は昭和46年4月に中学校教諭として奉職以来、長年にわたり、宍粟市を初めとする近隣の小中学校長及び西播磨教育事務所の要職を歴任され、平成21年6月からは宍粟市の教育長として就任をいただいております。教育行政全般にわたる経験と実績を兼ね備えておられます。学校規模の適正化や幼保一元化を初め、今後の宍粟を担う人材の育成や、よりよい教育環境の確保など、多くの教育課題に対応していただくための適任者であると確信しているところであります。議員各位におかれましては、小倉氏の経歴、温厚誠実な人格等、御賢察の上、原案に賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第1号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

第1号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、原案のとおり同意されました。

小倉庸永君の入場を許可します。

（小倉庸永君 入場）

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩をいたします。

午前10時07分休憩

午前10時07分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第5 第2号議案～第4号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第2号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、第4号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第2号議案から第4号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、一括して説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置した委員会であり、委員の任期は3年で、委員定数は市税条例第78条の規定により3人と定められています。

固定資産評価審査委員会の委員は、市の住民、市民税の納付義務のある者、または固定資産の評価について、学識経験のある者のうちから議会の同意を得て市長が選任することになっております。つきましては、委員として、山崎町須賀沢129番地19、糸田正明氏、一宮町東市場437番地、大坪津義氏、波賀町戸倉66番地、上垣利幸氏の3人の方を選任したく、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

糸田氏は、税務行政の経験も豊かで固定資産評価に精通されており、大坪氏は、職務や行政相談委員業務などを通じて、固定資産について豊富な知識を有しておられ、また、上垣氏におきましても、税務行政の経験から固定資産評価に精通されておりますので、いずれの方も固定資産評価審査会委員の適任者と確信しております。

議員各位におかれましては、糸田正明氏、大坪津義氏、上垣利幸氏の人格及び固定資産評価の識見を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第2号議案から第4号議案までの3議案については、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は分離して行います。まず、第2号議案を採決いたします。

第2号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、原案のとおり同意されました。

続いて、第3号議案を採決いたします。

第3号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、原案のとおり同意されました。

引き続きまして、第4号議案を採決いたします。

第4号議案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、原案のとおり同意されました。

ここで、一時、当局は退席をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時40分再開

○副議長(小林健志君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

岡田初雄議員から、議長辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 許可第1号

○副議長(小林健志君) 追加日程第1、許可第1号、議長辞職についてを議題いたします。

岡田初雄議員の除斥を求めます。

(岡田初雄議員 退席)

○副議長(小林健志君) 議長辞職願を事務局に朗読させます。

○事務局長(畑中 正之君) 朗読いたします。辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成23年5月26日、宍粟市議会議長、岡田初雄。以上。

○副議長(小林健志君) 朗読は終わりました。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定に基づき、岡田初雄議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

岡田初雄議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、岡田初雄議員の入場を許可いたします。

(岡田初雄議員 入場)

○副議長(小林健志君) 暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時43分再開

○副議長(小林健志君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま岡田初雄議員の議長辞職願が許可されたことに伴い、議長欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。
暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○副議長(小林健志君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第2 選挙第1号

○副議長(小林健志君) 追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(小林健志君) ただいまの出席議員数は20名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に福嶋 斉議員及び岡前治生議員
を指名いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 御異議なしと認めます。

立会人に福嶋 斉議員及び岡前治生議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。

それでは、事務局に投票用紙を配付させます。

(投票用紙の配付)

○副議長(小林健志君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(小林健志君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(小林健志君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（畑中正之君） 点呼いたします。1番、岸本義明議員、2番、寄川靖宏議員、3番、高山政信議員、4番、秋田裕三議員、5番、西本 諭議員、6番、岡崎久和議員、7番、東 豊俊議員、8番、福嶋 斉議員、9番、大倉澄子議員、10番、實友 勉議員、11番、大上正司議員、12番、木藤幹雄議員、13番、山下由美議員、14番、岡前治生議員、15番、山根 昇議員、16番、藤原正憲議員、17番、伊藤一郎議員、18番、岩薮昭美議員、19番、小林健志議員、20番、岡田初雄議員。

○副議長（小林健志君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（小林健志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

福嶋 斉議員及び岡前治生議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（小林健志君） 選挙結果の報告をします。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票。

有効投票のうち、伊藤一郎議員7票、岡田初雄議員13票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、岡田初雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○副議長（小林健志君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○副議長（小林健志君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長に当選されました岡田初雄議員が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、新議長のあいさつを受けます。お願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。私が、先ほど所信演説の中でのる申し上げてまいりました。再び、やってみよという御支援をいただき、まことにありがとうございます。先ほど申し上げましたことを間違いなくしっかりと守って議会運営をしていきたいと、こういうふうに考えています。とりわけ公平公

正な議会をつくりたいというのが私の思いであります。皆さん方、ひとつ御協力を心からお願い申し上げます。この後、2年間御迷惑をかけると思いますし、御無礼もあろうかと思いますが、どうぞお許しいただき、一生懸命務めてまいりますので、どうぞ御鞭撻、御指導、心からお願い申し上げまして、極めて簡単ではございますけど、お礼やら当選のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（小林健志君） 新議長のあいさつは終わりました。

それでは、私の任務は終了しましたので、降壇いたします。

岡田初雄議長、議長の席にお着きください。

（副議長降壇・新議長着席）

○副議長（小林健志君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

小林健志議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 許可第2号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第3、許可第2号、副議長辞職についてを議題とします。

小林健志議員の除斥を求めます。

（小林健志議員 退席）

○議長（岡田初雄君） 副議長辞職願を事務局に朗読いたさせます。

○事務局長（畑中正之君） 朗読いたします。辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成23年5月26日、宍粟市

議会副議長、小林健志。以上です。

○議長（岡田初雄君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

地方自治法第108条の規定に基づき、小林健志議員の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

小林健志議員の辞職を許可することに決定しました。

ここで、小林健志議員の入場を許可いたします。

（小林健志議員 入場）

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま小林健志議員の副議長辞職願が許可されたことに伴い、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第4 選挙第2号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 閉 鎖)

○議長（岡田初雄君） ただいまの出席議員数は20人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に福嶋 斉議員及び岡前治生議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

立会人に福嶋 斉議員及び岡前治生議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。

それでは、事務局より投票用紙を配付いたします。

(投票用紙の配付)

○議長（岡田初雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（岡田初雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○事務局長（畑中正之君） 点呼いたします。1番、岸本義明議員、2番、寄川靖宏議員、3番、高山政信議員、4番、秋田裕三議員、5番、西本 諭議員、6番、岡崎久和議員、7番、東 豊俊議員、8番、福嶋 斉議員、9番、大倉澄子議員、10番、實友 勉議員、11番、大上正司議員、12番、木藤幹雄議員、13番、山下由美議員、14番、岡前治生議員、15番、山根 昇議員、16番、藤原正憲議員、17番、伊藤一郎議員、18番、岩薮昭美議員、19番、小林健志議員、20番、岡田初雄議員。

○議長（岡田初雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票は終わりました。

開票を行います。

福嶋 斉議員及び岡前治生議員、開票の立ち会いをお願い申し上げます。

(開 票)

○議長（岡田初雄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票です。

有効投票のうち、岡崎久和議員12票、岩薮昭美議員8票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、岡崎久和議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 閉 鎖)

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 2 分 休 憩

午前 1 1 時 2 3 分 再 開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま副議長に当選されました岡崎久和議員が議長におられます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、新旧副議長のあいさつを受けます。新旧副議長のあいさつを、どうぞお願いいたします。

19番、小林健志議員。

○19番（小林健志君） 副議長の席を許されてから2年間、皆様方に御支援をいただきまして、無事務めさせていただきました。議長の補佐をするということで約束をしておりました。なかなか思うようにいかなかったのではないかなと思っております。この2年間の間に体調不良で検査入院ということで入っておりました。そのときにも皆様方には、議会も本当に大事なんだけど、体が一番大事やでなというふうに温かい言葉をかけていただきました。本当にありがとうございます。

そして播但議長会の研修につきまして、旭川のほうに行かせていただきました。そのときに議長不在でございました。議長の役目をやらせていただきました。私にとっては非常に大事な体験をしたなと喜んでおります。

今後とも議会活動に全力投球するつもりでございますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたしまして、非常に簡単でございますけれども、御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（岡田初雄君） 続いて、新副議長、6番岡崎久和議員。

○副議長（岡崎久和君） 先ほどの選挙で、皆さんの暖かい御支持をいただきまして、副議長という大席を汚させていただくことになりました。先ほども立候補のあいさつをさせていただいたときに、いろんな思いを私は語らせていただきました。岡田議長を補佐して、公正で公平な議会運営に微力ではありますが、私も活動してまいりたいと思います。

どうぞ今後ともよろしく願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） 新副議長、岡崎久和議員のあいさつは終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 26 分休憩

午後 11 時 35 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りします。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

議席の変更を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 変更第1号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第5、変更第1号、議席の変更を行います。

議席の変更は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において変更いたします。

○事務局長（畑中 正之君） 1番、岸本義明議員、2番寄川靖宏議員、3番、木藤幹雄議員、4番秋田裕三議員、5番、東 豊俊議員、6番、福嶋 齊議員、7番、伊藤一郎議員、8番、岩薮昭美議員、9番、藤原正憲議員、10番、大倉澄子議員、11番、實友 勉議員、12番、高山政信議員、13番、山下由美議員、14番、岡前治生議員、15番、山根 昇議員、16番、小林健志議員、17番、大上正司議員、18番、西本諭議員、19番、岡崎久和議員、20番、岡田初雄議員

○議長（岡田初雄君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席の変更をいたします。

（各自名札を持って変更された議席へ移動する）

○議長（岡田初雄君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○議長（岡田初雄君） 会議を再開いたします。

続いて、委員会条例第 4 条の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了になりました。

この際、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 42 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第 6 選任第 1 号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第 6、選任第 1 号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長から指名をいたします。

議会運営委員会委員に、2 番、寄川靖宏議員、3 番、木藤幹雄議員、4 番、秋田裕三議員、14 番、岡前治生議員、16 番、小林健志議員、18 番、西本 諭議員。以上、6 名。

お諮りします。

ただいま指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。

議会運営委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時44分休憩

午後 1時15分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長に14番、岡前治生議員、副委員長に4番、秋田裕三議員。

以上のおり、議会運営委員会において互選されましたので、報告いたします。

続きまして、委員会条例第3条の規定により、常任委員会委員の任期が満了になりました。この際、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 選任第2号

○議長（岡田初雄君） 追加日程第7、選任第2号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたします。

総務文教常任委員会委員に3番、木藤幹雄議員、4番、秋田裕三議員、5番、東豊俊議員、8番、岩薮昭美議員、10番、大倉澄子議員、13番、山下由美議員、18番、西本 諭議員。以上、7名。

民生生活常任委員会委員に、1番、岸本義明議員、7番、伊藤一郎議員、9番、藤原正憲議員、12番、高山政信議員、14番、岡前治生議員、17番、大上正司議員。以上、6名。

産業建設常任委員会委員に、2番、寄川靖宏議員、6番、福嶋 斉議員、11番、實友 勉議員、15番、山根 昇議員、16番、小林健志議員、19番、岡崎久和議員、

20番、岡田初雄議員。以上、7名。

お諮りします。

ただいま指名のとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決しました。

次に、各常任委員会委員の委員長及び副委員長の選任であります。

常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各委員会において互選をお願いしておきます。

御報告申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員6名から委員会条例第14条の規定により、辞任の申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員6名については辞任を許可することに決しました。

ただいま、議会広報特別委員会委員の辞任により、同委員が欠員になりました。

お諮りします。この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午後1時19分休憩

午後1時46分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第8 選任第3号

○議長(岡田初雄君) 追加日程第8、選任第3号、議会広報特別委員会委員の選任

についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたします。

議会広報特別委員会委員に、2番、寄川靖宏議員、4番、秋田裕三議員、9番、藤原正憲議員、11番、實友 勉議員、14番、岡前治生議員、18番、西本 諭議員、19番、岡崎久和議員。以上、7名であります。

お諮りします。

ただいま指名のとおり、議会広報特別委員会委員に選任することに決して御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしましたとおり、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長(岡田初雄君) 次に、議会広報特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。議会広報特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後1時47分休憩

午後2時10分再開

○副議長(岡崎久和君) 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、御報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に秋田裕三議員、副委員長に西本 諭議員、民生生活常任委員会委員長に、伊藤一郎委員、副委員長に、高山政信議員、産業建設常任委員会委員長に、小林健志議員、副委員長に、實友 勉議員、議会広報特別委員会委員長に、藤原正憲議員、副委員長に、西本 諭議員。以上のとおり、各委員会において互選されましたので、報告いたします。

追加日程第9 許可第3号

○副議長(岡崎久和君) 次に、追加日程第9、許可第3号 議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

御報告申し上げます。

ただいま、岡田初雄議長から常任委員を辞任したいとの申し出がありました。
お諮りします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(岡崎久和君) 御異議なしと認めます。

岡田初雄議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

最後に新議長が市当局にごあいさつを申し上げます。

議長。

○議長(岡田初雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

顧みますと2年前に名誉ある議長の職をお預かりし、一心不乱に、私なりに、私流で務めてまいりました。さきの本会議におきまして、いま一度、議長の職を預かることとなりました。もとよりその器ではございませんが、これまで同様、議員皆様のお知恵をかりながら、議会運営を進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

これまで、この2年間、当局の皆様方におかれましても、たびたびの御指導をいただきまして、まことにありがとうございました。引き続き、残すところ2年となりました。田路市政につきましても同じことであろうと思います。まさに、この半ば、これからの3年、4年が市民に対するお約束を守る年であろうと、こんなふうにも思っております。今後とも御無理を申し上げますが、思いはまさに住みよい宍粟市のまちづくりであります。どうか、知恵を総合して皆さんに安心と安全が保てる宍粟市をつくりたいなど、こんな思いであります。意見の食い違いがあろうと思っておりますが、まさに議論を深めながら進めてまいりたい、こんなふうに思っております。

まさに、議会と当局は両輪であります。適度な緊張感を望むところであります。

どうぞ、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○副議長(岡崎久和君) 次の本会議は、6月1日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでございました。

(午後 2時13分 散会)